

(赤字：環境省ガイドラインから抜粋、青字：船橋市ガイドラインから抜粋、黒字：新たに加筆)

船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドライン (案)

～人と動物との調和のとれた共生社会の実現をめざして～

はじめに

近年、幅広い世代の多くの人々がペットを飼養しており、ペットは伴侶動物（コンパニオンアニマル）としてより人に近い存在になっています。

一方、動物が人と一緒に生活する存在として社会に受け入れられるためには、人と動物の関わりについても十分に考慮したうえで、その飼養及び管理を適正に行うことが求められています。令和元年度の市民意識調査では、多くの市民が犬や猫の鳴き声やふん尿などの被害に困っていると回答しました。一方で、動物愛護指導センターへは「迷惑や被害を受けることがなければ、犬や猫はかわいいと思う。」との声も寄せられており、地域における動物愛護の気風は動物に関わる人の適正な飼養によって醸成されるものと言っても過言ではありません。

そこで、社会の秩序を守りながら、人と動物との調和のとれた共生社会を実現するためには、犬や猫の飼い主や世話をする人が、動物を愛護しその命と尊厳を守るとともに、動物に係わる者としての責任を十分に自覚し、鳴き声やふん尿などによる迷惑や被害を受けている人の状況を認識し、周辺環境への配慮を含めた適正な飼養などに努めることが重要となります。

このガイドラインは、犬や猫を飼養・管理するにあたり、飼い主としての心構えと望ましい飼い方や管理方法、本市の取組みについて示し、「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」を目指すための一助となることを願い作成しました。

目次

- 1 ~~これから犬や猫を飼い始める方へ~~ 犬や猫を飼い始めるにあたり考慮すべきこと
 - (1) 飼う前に考えること
 - (2) どこから犬や猫を迎えますか？
 - (3) 最後まで世話ができますか？
- 2 犬の飼い主の方へ 飼い犬の飼養・管理について
 - (1) 犬の登録と狂犬病予防注射の実施
 - (2) 放し飼いの禁止 犬の係留義務
 - (3) 適切なリードの使用
 - (4) ふんの置き去りの禁止 持ち帰り義務
 - (5) こう傷事故（かみつき事故）発生時の措置
 - (6) しつけ（周辺地域の住民や環境への配慮）
 - (7) 逸走（脱走）防止
 - (8) 所有明示
 - (9) 繁殖制限
 - (10) 動物の病気や感染症などの知識と予防
 - (11) 災害対策
 - (12) 多数の犬又は猫の飼養（多頭飼育）に係る届出
 - (13) 終生飼養
 - (14) シルバー世代とペット
 - (15) 万が一、飼い続けることが難しくなったら
 - (16) 遺棄→虐待・遺棄に関する法律と罰則
- 3 猫の飼い主の方へ 飼い猫の飼養・管理について
 - (1) 飼い猫の屋内飼養
 - (2) 逸走（脱走）防止
 - (3) 所有明示
 - (4) 繁殖制限
 - (5) 動物の病気や感染症などの知識と予防
 - (6) 災害対策
 - (7) 多頭飼養の飼育に係る届出
 - (8) 終生飼養
 - (9) シルバー世代とペット
 - (10) 万が一、飼い続けることが難しくなったら
 - (11) 遺棄→虐待・遺棄に関する法律と罰則
- 4 飼い主のいない猫対策
 - (1) 飼い主のいない猫の現状と基本的な考え方
 - (2) 猫の飼養形態による分類
 - (3) 飼い主のいない猫への関わり方
 - (4) 飼い主のいない猫対策の考え方
 - (5) 地域猫活動について
- 5 人と動物との調和のとれた共生社会の実現をめざして
それぞれの立場からの関わり方
 - (1) 市
 - (2) 市民等
 - (3) 町会自治会
 - (4) 動物病院（獣医師会）
 - (5) 動物取扱業者
- 6 各種問い合わせ先
- 7 関係法令

1 これから犬や猫を飼い始める方へ犬や猫を飼い始めるにあたり考慮すべきこと

犬や猫を飼うことは、自分以外の「命」を預かり、その一生について責任をもって面倒を見ることで、犬や猫の起こしたトラブル（中には訴訟問題に発展するものもあります）は、全て飼い主の責任です。犬や猫を飼うのに愛情はもちろん必要ですが、生態や習性を理解し、自分が最後まで責任を持って飼えるのか、飼い始める前によく考える必要があります（船橋市動物の愛護及び管理に関する条例（以下、「条例」という。）第4条の2）。

(1) 飼う前に考えること

- あなたの住まいは犬や猫を飼える住居ですか？住宅規約は確認していますか？
- あなたの家族は全員犬や猫を飼うことに賛成していますか？
- 動物に対するアレルギーを持っている人は家族にいませんか？
- 餌やペット用品、健康管理などに継続的な費用がかかりますが、負担できますか？
- あなたの体力で犬や猫が寿命を迎えるまで世話をし続けることができますか？
- あなたの飼いたい犬や猫はあなたのライフスタイルに合っていますか？
- 毎日欠かさず世話などに時間をかけられますか？
- 近隣に迷惑がかからないよう、臭いや鳴き声・足音などを配慮できますか？
- 適正に飼えるのは何匹までですか？災害時に一緒に避難できるのは何匹までですか？
今かっている動物と相性が合わなかったときも、飼い続けることができますか？
- かみ癖や室内を荒らすなど、あなたが思い描いた生活と違うことがあります。動物の個性を認め、必要なしつけを行い、最後まで責任を持つことができますか？
- 生涯にわたる計画をたててみましたか？
転居や転勤した場合も犬や猫を飼い続けられますか？
- 犬や猫が高齢になるにつれ、介護や高度な獣医療が必要になることがあります。
最後まで世話ができますか？
- あなたの病気やケガなどで、万一、飼えなくなったとき、代わりに飼ってくれる人はいますか？

※その他、「飼う前に考えて！（環境省パンフレット）」なども参考としてください。

(2) どこから犬や猫を迎えますか？

犬や猫の迎え方は、ペットショップやブリーダーから購入するだけではありません。市動物愛護指導センターのほか、多くのボランティアが、保護した犬や猫（保護犬、保護猫）の譲渡をしています。成犬や成猫は、性格や大きさがわかっており、子犬や子猫ほど活発でないため、自分のライフスタイルにあった動物を迎えやすいです。保護犬や保護猫の新しい飼い主になることも、ぜひ検討してください。

(3) 最後まで世話ができますか？

犬や猫は20年以上生きることもあります。明らかに飼えない状況になることがわか

(赤字：環境省ガイドラインから抜粋、青字：船橋市ガイドラインから抜粋、黒字：新たに加筆)

っているのに、飼い始めてしまうのは無責任といえます。また、やむを得ない転居や、あなたが突然入院してしまったり、最悪の場合亡くなってしまったりなど、不幸なアクシデントもあるかもしれません。代わりに最後まで飼ってくれる人を見つけておくなど、万一のとき、あなただけを頼りとして生きている命をいかに守っていくかも考えておく必要があります。

2 犬の飼い主の方へ飼犬の飼養・管理について

(1) 犬の登録と狂犬病予防注射の実施

犬の所有者は、犬を取得した日（生後90日に満たない場合は生後90日を経過した日）から30日以内に市に登録の手続きを行うことが法律によって義務付けられています（狂犬病予防法第4条第1項）。登録をすると市から鑑札を交付します。

また、犬の所有者は、その犬に年に1回狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています（狂犬病予防法第5条第1項）。動物診療施設（以下、「動物病院」という。）から交付された狂犬病予防注射済証をもって市で手続きをすると、市から狂犬病予防注射済票を交付します。

交付された鑑札と注射済票は、首輪などで犬に着けることが義務付けられています（狂犬病予防法第4条第3項及び第5条第3項）。鑑札と注射済票には固有の番号が記載されており、犬が迷子になって保護された場合も、記載された番号から飼い主がわかります。

(2) 放し飼いの禁止 犬の係留義務

犬の放し飼いは禁止されています。犬は係留（繋ぐ）しておくことが義務付けられています（条例第6条第2項）。散歩の際は必ずリード（引き綱）をつけ、犬を確実に制御できる人が行ってください。公園などで遊ばせる時もリードを放さないでください。

また、犬を係留する（繋ぐ）場合は、事故防止のため人が接触できない場所に係留してください。買い物などで店先に係留するのは、こう傷事故（かみつきの事故）などの原因となるのでやめてください。また、逸走（脱走）防止のため、首輪、チェーンなどの破損、劣化がないか定期的に確認が必要です。

(3) 適切なリードの使用

散歩時に犬による飛びつきやこう傷事故（かみつきの事故）などを防止するために、散歩は犬を制御できるリードを使い、犬を確実に制御できる人が行ってください（条例第6条第2項）。犬を確実に制御できない状態（伸縮リードやロングリードなどを用い、犬が飼い主のそばから離れて動き回れる状態など）で移動（散歩）や運動させることは、条例で認められていません。が原因で、多くの事故やトラブルが起こっています。

また、犬が苦手な人もおり、散歩時には周囲の人に配慮が必要です。伸縮リードは、周囲の人には伸びるということがわからないため、ふいに犬が動いて予想外に飼い主から離れるようなことがあると、周囲の人は思いがけない動きに驚いてしまいます。また、遠くから見るとリード部分が細くて見えにくいいため、自転車や他人が、バイクや歩行者などがリードに引っ掛かり、転倒などの大事故につながる恐れもあるため、伸縮リードは犬を制御可能な長さにサードをロックして使用してください。

- 散歩時のリードは、犬を制御できるものを使用する
- 散歩は、犬を確実に制御できる人が行う
- リード（伸縮リードなど）は、犬を制御できる長さで使用する
- 犬が飼い主の脇に付いて歩くことができるよう、しつけを行う

(4) ふんの置き去りの禁止持ち帰り義務

日頃から、散歩時ではなく自宅で排泄をするしつけを行い、周辺環境を不潔にしないよう飼養してください（条例第6条第2項第1項第6号）。

散歩中にした犬のふんの置き去りは禁止されています。ふんはすぐに除去し、必ず持ち帰ることが義務付けられています（条例第6条第2項）。なお、犬のふんは可燃ごみとして処理してください。

また、尿についても他人の敷地、構造物や電柱などにさせないようにし、道路上などに排尿してしまった場合は、ペットシートに吸わせる、水で流すなどの配慮が必要です。

(5) こう傷事故（かみつき事故）発生時の措置

飼い犬が、人をかんでしまった場合は、直ちに被害者を救護するとともに、被害が拡大しないよう犬を確実に制御してください。

飼い主には、犬が人をかんだときは、~~こう傷届の提出の義務があります~~届出をすることが義務付けられています（条例第8条）。すぐに市動物愛護指導センターへ連絡してください。

また、犬による危害防止のため、犬の飼い主は犬の飼養をする土地又は建物の見やすい箇所に犬を飼養している旨を表示する義務がありますことが義務付けられています（条例第7条）。

(6) しつけ（周辺地域の住民や環境への配慮）

しつけは、犬の大きさに関係なく、飼い犬自身の安全や、周囲の人に迷惑をかけないためにも必要です。犬の吠え声は近隣の迷惑です。また、かみ癖などの攻撃性は、こう傷事故の原因となるだけでなく、終生その犬を飼い続けるうえでも大きな障害になります。また、自宅で排泄をするしつけも必要です。

なお、しつけは飼い主との信頼関係を深めるコミュニケーション手段の一つでもあるので、習慣化して根気よく、楽しく行って下さい。

しつけに困ったときは、市動物愛護指導センター、かかりつけの動物病院や民間の訓練士（第一種動物取扱業者）へ相談してみましょう。市動物愛護指導センターでは、犬のしつけ方教室を開催しています。

(7) 逸走（脱走）防止

犬は大きな音が苦手です。雷や花火などでパニックになって外に飛び出さないように、犬が安心できる場所を確保し、逸走（脱走）を防止する対策が必要です（動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」という。）第7条第3項）。犬がドア、門や垣根などの隙間から脱走逸走（脱走）しないように、戸締りをするほか、犬が抜けられる隙間がないか、門や垣根を飛び越えられないかなど確認してください。加えて、呼んだらすぐに戻ってくる、勝手にドアから出ないなどのしつけも有効です。

また、首輪が弛んですっぽり抜けてしまったり、鎖やリードが古くなって切れた例も多くあります。首輪などは定期的に点検してください。

ケージ内で飼う場合は、ケージの開閉時に飛び出したりしないようにクレート（ハウス）トレーニングなどのしつけを行うとともに、ケージの不具合箇所から逸走（脱走）したりしないようにケージの取り扱いや定期的な保守点検が必要です。

(8) 所有明示

迷子やケガを負って保護された犬は、飼い主が法律を守って鑑札を付着けたり、迷子札、マイクロチップをつけていれば保護された後すぐに家に帰れたはずです。

また、大地震などの災害発生時に飼い主とはぐれても、所有明示があれば見つけ出せる可能性が高くなります。

飼い主の氏名、電話番号などの連絡先を記した首輪や名札、マイクロチップなどを装着するよう努めてください（動物愛護管理法第7条第6項）。

また、犬猫など販売業者は、犬又は猫を取得した日（生後90日に満たない場合は生後90日を経過した日）から30日以内に、当該犬又は猫にマイクロチップを装着しなければなりません（青字）することが義務付けられています。また、犬又は猫の所有者は、その所有する犬又は猫にマイクロチップを装着するよう努めなければなりません（動物愛護管理法第39条の2）。

・ マイクロチップ

動物の個体識別を可能にする電子標識器具です。

専用のインジェクター（挿入器）で動物の皮下に埋め込んで使用します。埋め込みは通常の皮下注射と同様で、動物病院で獣医師が行います。世界共通の15桁の数字が記録されており、読取器で番号を読み取り、個体識別が可能になります。一度装着すれば、生涯脱落することのない、確実性の最も高い方法です。

(9) 繁殖制限

犬はオスもメスも生後6～9か月で繁殖できる体に成長（性成熟）し、発情すると親子やきょうだい間でも交尾し、妊娠します。メスの犬は季節に関係なく6～8か月間隔で発情し、年1～2回出産します（1年に1回だけ発情する犬種もあります）。妊娠期間は約2か月で、1回に出産する子犬の数は犬種や体の大きさにもよりますが5～10頭ほどで

(赤字：環境省ガイドラインから抜粋、青字：船橋市ガイドラインから抜粋、黒字：新たに加筆)
す。子犬が見たいという一時の感情で安易に出産させたり、無計画に出産を繰り返すと、すぐにきちんと世話をできる数を超えてしまいます。繁殖も飼い主がきちんと管理する責務があります繁殖を管理することは飼い主の責務です(動物愛護管理法第37条第1項、条例第5条第4項)。

過密な環境はそれだけで動物にとって強いストレスになるだけでなく、飼い主にとっても、時間的、経済的負担は大きく、生活の質は悪化します。多すぎる動物をかかえることは、人も動物も不幸にしてしまいます。

※不妊手術のメリット

不妊手術は、手術のリスクや不妊手術後太りやすくなるなどのデメリットもありますが、それを上回るメリットがあるため、家庭で飼う場合には不妊手術を行うことを推奨しています。実施の是非や時期については、かかりつけの動物病院に相談してください。

・健康面でのメリット

動物の病気やケガには、繁殖行動や性ホルモンに関係しているものが多くあります。不妊手術により多くの病気のリスクが軽減され、より健康に長生きすることができます。

・行動面でのメリット

不妊去勢手術により一般におだやかな性格になります。特にオスでは、ほかのオスや人に対する攻撃、縄張り意識によるマーキングが少なくなり、ケンカでケガを負ったりすることも少なくなります。

(10) 動物の病気や感染症などの知識と予防

動物には感染症や生活習慣病など、人と同じように、たくさんの病気があります。犬の健康状態を確認するための定期的な健康診断や予防接種を動物病院に相談のうえ行うことが大切です。

例えば、人と動物では食べるものが違います。また場合によっては、食べると害になるものも多くあります。動物種や年齢などに合った総合栄養食(ペットフード)を選びましょう。環境省で、「飼い主のためのペットフード・ガイドライン～犬・猫の健康を守るために～」を発行しているので、参考にするとよいでしょう。

また、拾い食いなどによる誤食は、窒息、中毒や感染症などを起こし、動物の命にかかわる重大な事故に繋がりがねません。飼育飼養環境を整えるとともに、拾い食いをさせないしつても大切です。飼養環境の中で、ケガをする可能性があるなどの問題がある箇所を見つけたら、すぐに改善が必要です。

さらに、動物のみに起因する感染性の疾病(人と動物の共通感染症)について知識を持ち、その予防にも努めてください(動物愛護管理法第7条第2項)。

・人と動物の共通感染症

人と動物の共通感染症とは、動物から人へ、人から動物へお互いに感染する病気のことです。世界では200種類以上が確認されていて、そのうち約60種類が日本国内でも発生しています。犬や猫の場合は、一般的な下記の様な衛生対策を守れば行っていればほとん

(赤字：環境省ガイドラインから抜粋、青字：船橋市ガイドラインから抜粋、黒字：新たに加筆)
どの病気は予防できます。

- 口移しや人と同じ食器で食べ物を与えない
- 口づけ、口周りをなめさせるなど過剰な接触をしない
- 犬や猫に触った後と、飲食の前には石けんで手を洗う
- 排泄物はすぐに片付け、処理の後は石けんで手を洗う
- 犬や猫の健康を保つ
- 衛生的な飼養環境を保つ

※その他、「動物由来感染症ハンドブック（厚生労働省）」も参考にしてください。

(1) 災害対策

災害は突然起こります。いざというとき、ペットを守れるのは飼い主だけです。まず飼い主が無事であること、そして避難する場合にはペットと一緒に避難場所に避難すること（同行避難）が基本です。ともに安全に避難でき、避難場所で安心して過ごすためには、日頃からの備えが大切です（条例第5条第5項）。

また避難所へ同行避難する場合、避難所へは動物が嫌いな人や動物の毛などによるアレルギーの人なども避難します。避難所で犬や猫が人の迷惑にならないよう日頃からしつけを含めた準備をしておくことも必要です。

・ 迷子札の装着

災害時に迷子にならないよう、犬に鑑札を装着することはもちろんですが、迷子札やマイクロチップを装着するよう努めてください。

・ 災害時に必要な健康管理としつけ

普段から、健康状態に注意し、ブラッシングで抜け毛をとるなど動物の体を清潔に保ち、予防接種やノミなどの外部寄生虫の駆除をしっかりと行いましょう。

また、災害時に安全に避難するためには、周りへの配慮のためにも基本的なしつけができていないといけません。犬は「マテ」「オスワリ」などの基本的なしつけのほかに、こわがらずにケージに入り、その中で静かに落ち着いていられることができたり、決められた場所で排泄できるようにして、ペットの安全の保持と事故の防止に努めることが必要です。

・ 災害時に持ち出すもの

ペットのための避難用品は、避難時にすぐに持ち出せるようにし、人の避難用品と共に保管してください。

持ち出し品には優先順位をつけます。餌、水、薬は健康や命に関わるものですから、第一に優先されます。最低でも5日分は必要です。次に飼い主や動物の情報（ペットの写真、治療中の病名、緊急連絡先など）です。それからペットの生活に必要なもの（ケージ、ペットシートなど）です。これらはすぐ持ち出せるように準備しておく必要があります。また、動物と離れ離れになったとき、動物ペットの写真はポスターの作成や、飼い主の証明などに使えます。携帯電話に、動物ペットの写真を保存しておきましょう。飼い主と一緒に写った写真があると、飼い主を特定するときに役立ちます。

・災害時に持ち出すもの（一例）

- ペットの所有明示（鑑札、名札、マイクロチップなどの装着）
- 餌（最低5日分、特別食や療法食が必要な場合は1か月分程度）
- 水
- 餌と水を入れる容器
- 薬
- ケージ、キャリーケース、洗濯ネット（猫の安全な運搬のため）
- 首輪、リード、猫の場合はハーネス
- 動物ペットの写真（飼い主と一緒にのもの。スマートフォンなどに保存しておく
とよい）
- ペットシート、猫のトイレ砂
- ふん処理用の袋
- ゴミ袋
- タオル、ウェットティッシュ
- おもちゃ
- ガム（布製）テープ（布製）、油性マジック
（※ガムテープは、名前などを記載しキャリーケースなどへ貼付するなど、色々な
場面で役立ちます。）

・避難にあたって

ペットを連れての同行避難が原則と考えてください。市内では、市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に設けられた避難所にペットと同行避難することができます。自分の避難場所がどこなのか確認しておいてください。なお、避難所ではペットは、人とは別の専用のスペースに保管します。犬や猫は、首輪、リード、鑑札や名札などを付つけ、逸走（脱走）防止と所有明示が必要です。また、ケージを用意し、避難所ではケージで生活できるようにしてください。その他に、緊急時にペットを預かってくれる場所を確保しておくとい良いでしょう。

(12) 多数の犬又は猫の飼養（以下、「多頭飼育」という。）に係る届出

飼っている犬や猫の数が多くなると、食餌や散歩などの世話、首輪やリードなどのペット用品、ワクチン代などの医療費などが、単純に頭数に比例して増えるだけではありません。1頭で飼っている場合と違った配慮が必要になります。手間や費用は、頭数の何倍にもなるといいでしょう。

たくさんの犬や猫を飼養し、数が増えてしまった結果、経済的な理由や食餌や、清掃などの世話が追いつかなくなるなどの理由により、鳴き声や悪臭などによる地域住民への

(赤字：環境省ガイドラインから抜粋、青字：船橋市ガイドラインから抜粋、黒字：新たに加筆)
の生活環境に関わる問題が発生し、ついには飼養継続不能に陥ることがあります。動物のふん尿などの放置により臭気が継続して発生していたり、爪が異常に伸びていたり、体表が著しく汚れているなどは動物の虐待にあたる場合があります。

このような事態を未然に防ぐため、犬と猫を合わせて、市内で 10 頭以上飼養する※場合は、条例で犬又は猫の多頭飼育の届出が必要です(条例第 6 条の 2)。届出により、市は適正な飼養方法や不妊手術などの指導やアドバイスなどを行うこととしています。

※所有又は占有していない動物は含みません。

(13) 終生飼養

飼い主には、ペットがその命を終えるまで適正に飼う責務があります(動物愛護管理法第 7 条第 4 項、条例第 5 条第 2 項)。結婚・離婚、出産、転職などの生活スタイルの変化、飼い主自身が病気や高齢になった、経済的な理由、引っ越し、家族のアレルギーや近所から苦情がきたなど、飼い主の都合でペットを手放すことになった例が多くあります。ペットの命に責任を持つのは飼い主であることを絶対に忘れないでください。

・将来への備え

- 家族、友人、近所の人など、一時的な預け先を見つけておく
- かかりつけの動物病院を作る
- ペットホテルやペットシッターを調べておく
- 犬の登録、ノミやダニの予防、ワクチン接種、寄生虫の駆除をしておく
- 基本的なしつけをしておく
- ワクチン接種の記録、既往歴、アレルギーなどを記録しておく

・将来にもっと備えるために(一例)

- 自分がペットより先に死亡してしまったためのために、ペットを誰に託すか、残した財産をペットのためにどう使うかなどの遺言・信託について、早めに専門家へ相談しておく
- 老犬・老猫ホームなど、ペットを預かり亡くなるまで世話をしてくれる民間業者(第一種動物取扱業)を探しておく
- 動物病院での費用負担を軽減するために、ペット保険に加入しておく

(14) シルバー世代とペット

ペットの寿命は年々伸び、犬や猫は 20 年以上生きることがあります。シルバー世代の飼い主とペットがともに幸せに暮らせるように、これから動物を飼う場合には慎重に判断することが必要です(条例第 4 条の 2)。

ペットと暮らすことは、世話のために体を動かしたり、家族や友人との会話のきっかけになるなど、健康の維持や生活の豊かさに繋がります。一方、ペットと暮らすシルバー世

(赤字：環境省ガイドラインから抜粋、青字：船橋市ガイドラインから抜粋、黒字：新たに加筆)

代の飼い主は、ペットと共に年を取るために、思うように体が動かなくなったり、自らの病気などで、十分に世話ができなくなることが若い人に比べると多くあります。

万が一自分が病気などになってしまって、飼い続けることができなくなった時にどうするか。そんなことも考えて対策を取っておくことがシルバー世代のペットへの責任です。

- ・シルバー世代には成犬、成猫からが飼いやすい

おとなの犬や猫は、大きさや性格がある程度分かっているという利点があります。保護施設からの譲渡には年齢制限などの条件もありますが、あなたに合う犬や猫の紹介や、トライアル期間（試しに飼ってみる期間）、飼い方のアドバイスなども行っていますので、**保護犬や保護猫の新しい飼い主になることを**選択肢のひとつとして考えてみては**いかが**でしょうか。ください。

- ・飼う前にもう一度よく検討する

「1 これから犬や猫を飼い始める方へ」を確認し、飼い主とペットが生涯にわたり共に暮らせるか慎重に判断することが必要です。

(15) 万が一、飼い続けることが難しくなったら

飼い主には、ペットがその命を終えるまで適正に飼う**責任**があります（**動物愛護管理法第7条第4項、条例第5条第2項**）。しかし、どうしても飼えなくなったときは、下記に示したような様々な方法によって新たな飼い主を探すことも、飼い主の**責任**です（**条例第5条第3項**）。また、治癒の見込みがない疾病などに罹患している場合や高齢で介護が必要な場合などは動物病院に相談し、ペットを最後まで看取るのが飼い主の愛情と責任です。

- ・親類や知人に聞いてみる
- ・チラシやポスターを作成する
- ・インターネットを活用して、情報を発信する
- ・老犬・老猫ホーム（第一種動物取扱業）を利用する
- ・**公益財団法人千葉県動物保護管理協会へ相談し、新しい飼い主を探す**
- ・**市動物愛護指導センターへ引き取り相談をする。**

(16) ~~遺棄~~虐待・遺棄に関する法律と罰則

~~愛護動物を虐待したり捨てる（遺棄する）ことは犯罪です。違反すると、捨てた（遺棄した）者は、懲役や罰金に処せられます（動物愛護管理法第44条）。~~

※愛護動物とは

- 1 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる（人が占有しているかどうかを問わない。）
- 2 その他、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

- ・虐待の禁止について

動物虐待とは、動物を不必要に苦しめる行為のことをいい、正当な理由なく動物を殺し

(赤字：環境省ガイドラインから抜粋、青字：船橋市ガイドラインから抜粋、黒字：新たに加筆)

たり傷つけたりする積極的な行為だけでなく、必要な世話を怠ったりケガや病気の治療をせずに放置したり、十分な餌や水を与えないなど、いわゆるネグレクトと呼ばれる行為も含まれます。

- ・愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者

→5年以下の懲役または500万円以下の罰金

- ・愛護動物に対し、みだりに身体に外傷を生ずるおそれのある暴行を加える、またはそのおそれのある行為をさせる、餌や水を与えずに酷使するなどにより衰弱させるなど虐待を行った者

→1年以下の懲役または100万円以下の罰金

- ・遺棄の禁止について

動物の飼い主の責任には、動物を正しく飼い、愛情を持って扱うことだけでなく、最後まできちんと飼うことも含まれます。飼えないからと動物を捨てることは、動物を危険にさらし、飢えや乾きなどの苦痛を与えるばかりでなく、近隣住民にも多大な迷惑になります。また、近年は、日本の自然に生息していなかった外来生物が野外や池などに放たれ、それによる農業被害や生態系破壊がへの悪影響が大きな社会問題になっています。

- ・愛護動物を遺棄した者

→1年以下の懲役または100万円以下の罰金

3 猫の飼い主の方へ飼い猫の飼養・管理について

(1) 飼い猫の屋内飼養

条例により、飼い猫を屋内で飼うよう努めることが規定されています(条例第6条第3項)。

屋内で飼うことで近隣へのふん尿被害や他人の財産(車や花壇など)を傷つけるなどのトラブルを防止できます。また、飼い猫の感染症、交通事故、迷子や野良猫とのケンカなどの危険から守ることができます。

屋内には、上下運動できる場所、高い所や狭い所に快適で安心できる隠れ場所、清潔なトイレ(猫の数+1個が理想)、飲用水、爪とぎやおもちゃなどを用意します。

猫に快適な環境を整え、飼い主が猫の習性を理解し、良いコミュニケーションをとることで、猫は屋内で幸せに暮らせます。

(2) 逸走(脱走)防止

玄関やベランダから猫が逸走(脱走)することを防止するために、二重扉にする、網戸にロックをかける、窓などに逸走(脱走)防止フェンスを設置する、ドアノブを開けられないようにするなどし、猫の逸走(脱走)防止に努めてください(動物愛護管理法第7条第3項)。

ケージ内で飼う場合は、ケージの開閉時に飛び出したり、ケージの不具合箇所から逸走(脱走)したりしないように取り扱いや定期的な保守点検が必要です。

また、動物病院に連れて行く場合など、猫を外出させる際は、洗濯ネットに入れた後にキャリーケースに入れることで、猫を安全に移動させることができます。

(3) 所有明示

迷子やケガを負って保護された猫は、飼い主が、迷子札やマイクロチップをつけていれば保護された後すぐに家に帰れたはずです。

また、大地震などの災害発生時に飼い主とはぐれても、所有明示があれば見つけ出せる可能性が高くなります。

飼い主の氏名、電話番号などの連絡先を記した首輪や名札、マイクロチップなどを装着するよう努めてください(動物愛護管理法第7条第6項)。

なお、猫の首輪は引っかかりを防止するために、力が加わると外れるタイプを使用するとよいでしょう。

- ・ マイクロチップ

※犬の飼い主の方へ●ページ参照

(4) 繁殖制限

猫は日が長くなる春から秋の間に何回も繁殖する季節繁殖動物です。また、交尾すれば高い確率で妊娠します（交尾排卵）。

また、春先に生まれたメスの子猫はその年の秋には出産可能なため、まだ子どもだと油断していると、子猫が産まれて慌てることになりかねません。さらに、猫は妊娠期間が約2か月で1回の出産で4～8頭の子猫を産み、1年に2～4回の出産が可能です。計算上は、1頭のメス猫がから1年で20頭以上にふえることが可能です。飼っている動物の数がふえすぎると適正な世話が行き届かず、動物自体を苦しめ、ふん尿や鳴き声などで地域住民にも迷惑となります。繁殖も飼い主がきちんと管理する責務があります。繁殖を管理することは飼い主の責務です。（動物愛護管理法律第37条第1項、条例第5条第4項）

過密な環境はそれだけで動物にとって強いストレスになるだけでなく、飼い主にとっても、時間的、経済的負担は大きく、生活の質は悪化します。多すぎる動物をかかえることは、人も動物も不幸にしまいます。

※不妊手術のメリットは、犬の飼い主の方へ●ページ参照

(5) 動物の病気や感染症などの知識と予防

※犬の飼い主の方へ●ページ参照

(6) 災害対策

※犬の飼い主の方へ●ページ参照

猫の場合、ケージ（キャリーケース）をかくれ場所にしておくと、災害時の避難に役立ちます。日頃から、安全な場所にケージ（キャリーケース）を置き、猫が安心して入ることができるようにしつけてください。

また、リードやハーネスに慣らすなど、災害時にペットの安全の保持と事故の防止に努めてください。

(7) 多頭飼養の届出

※犬の飼い主の方へ●ページ参照

(8) 終生飼養

※犬の飼い主の方へ●ページ参照

(9) シルバー世代とペット

※犬の飼い主の方へ●ページ参照

(10) 万が一、飼い続けることが難しくなったら

※犬の飼い主の方へ●ページ参照

(赤字：環境省ガイドラインから抜粋、青字：船橋市ガイドラインから抜粋、黒字：新たに加筆)

(1) 遺棄・虐待・遺棄に関する法律と罰則

※犬の飼い主の方へ●ページ参照

4 飼い主のいない猫対策

(1) 飼い主のいない猫の現状と基本的な考え方

市では年間約 300 頭の飼い主のいない猫が収容され、そのほとんどは、屋外にいる猫が不妊手術をされていないために生まれた子猫です。

また、飼い主のいない猫へ恣意的な餌やりにより、猫の増加、子猫の出産、ふん尿や財産(車や花壇など)の被害、ゴミあさりやネコノミなどの衛生害虫の発生など、生活環境への被害が生じています。地域には、猫が苦手な人やアレルギーがあるなど体質的に受け入れられない人も少なくありません。

市では、引き取った収容した猫は、飼い主を探し返還すること、またはできるだけ新しい飼い主へ飼養を希望する人を探し譲渡するとともに、よう努めています。また、飼い主のいない猫には、不妊手術やを行うなど、周辺の生活環境が損なわれることのないように管理していただくことを推進しています。

飼い主のいない猫対策として行う取組みには、以下で紹介するように様々なものがあります。地域の状況や住民の方一人ひとりの考えも多様ですので、様々な選択肢の中の組合せから、それぞれの地域の実情に沿って住民の方が実施できる対策を検討してください。飼い主のいない猫対策は、その地域で生活する人たちが、自分たちの地域の問題としての意識を持って、主体的に取り組むことが基本です。

飼い主のいない猫も地域住民で適正な管理を行えば、将来的に猫の数を減らし、猫による様々な被害を減らしていくことが可能となります。そのためには、地域住民の合意のもと、それぞれの地域の実情に合わせたルールづくりが必要です。

人と猫との調和のとれた共生社会を目指すためには、地域住民が動物愛護への理解を深め、また社会の秩序を守り猫を適正に飼養することが必要です。

(2) 猫の飼養形態による分類 (図 1「猫の飼養形態による分類と考え方」参照)

① 飼い猫

所有者又は占有者が飼養・管理している猫 (条例第 2 条第 1 項第 2 号)。

・屋内飼養猫

屋内のみで飼養・管理されている猫。

・出入り自由猫・屋外飼養猫

屋内と屋外を自由に移動することができる猫、もしくは、屋外のみで飼養・管理されている猫 (条例第 6 条第 3 項で屋内飼養に努めることが定められている)。

② 飼い主のいない猫

所有者又は占有者がいない猫で、屋外に生息している猫

・地域猫

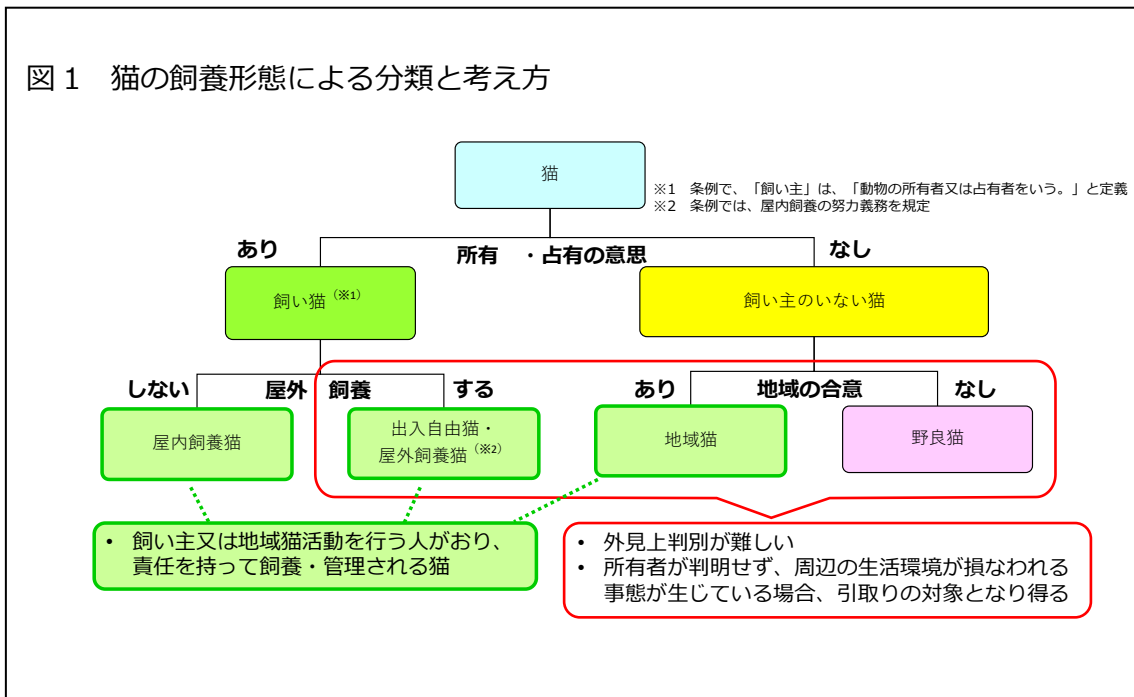
地域の理解を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼い主のいない猫。その地域にあった方法で、地域猫の世話をする人(活動の主体)を明確にし、飼養する対象の猫を把握するとともに、餌やふん尿の管理、不妊手術の徹底、周辺美化など地域のルールに基づいて適正に飼養・管理し、これ以上数を増やさず、一代限りの生

(赤字：環境省ガイドラインから抜粋、青字：船橋市ガイドラインから抜粋、黒字：新たに加筆)
を全うさせる猫を指す。

・野良猫

特定の飼い主がなく、地域に住み着き、誰にも管理されていない猫。

図1 猫の飼養形態による分類と考え方



(3) 飼い主のいない猫への関わり方

飼い主のいない猫へ給餌するという行為には「責任」が伴います。

「かわいそう」という気持ちや「猫を守るため」など理由は様々あるでしょうが、給餌するという行為は、その人の意思で行うものです。

しかし、給餌することで周辺に迷惑をかけてしまえば、その行為に対し地域住民の理解を得ることは難しくなります。現実には、給餌者が責任を問われ、損害賠償請求や猫の飼養が禁止されている集合住宅において給餌の差し止め命令が出たような民事裁判の例もあります。恣意的な餌やりを行った人が法的な責任を問われ、損害賠償金を支払うことになる可能性があります。現実には、給餌者に対する損害賠償を認めた民事裁判の例もあります。

また、このようなトラブルに伴って、猫自体が嫌悪される存在ともなりかねません。

不妊手術や排泄物の管理をせず、飼い主のいない猫がかわいそうだからとむやみに給餌することは、繁殖による飼い主のいない猫の増加や近隣住民へのふん尿被害などの原因となります。また、市で殺処分される猫のほとんどは、生まれて間もない子猫です。給餌することで、猫の栄養状態がよくなり、多くの子猫を産むことができます。つまり、猫に不妊手術をしないで安易に餌を与えることが、殺処分される猫をふやすことに繋がります。恣意的な餌やりは、不幸な猫を生み出す原因となりますので、やめてください。

(4) 飼い主のいない猫対策の考え方

飼い主のいない猫を減らす現時点で考えられる以下のA～Eの方法から、地域の実情にあったものを地域住民が選択します。飼い主のいない猫をできる限り減らしていくことが、動物の愛護（動物の健康や安全の保持など）と、動物の管理（人への迷惑防止など）の考えにかなっていると云えます。（図2「飼い主のいない猫対策の検討例」参照）

~~A 猫の飼い主となり、屋内で飼う。~~

~~B 猫を保護して新しい飼い主を探す。~~

~~※メリット~~

- ~~→ 猫にとって、安全な生活場所を確保できる。~~
- ~~→ 地域から猫がいなくなるので、被害の根本がなくなる。~~

~~※デメリット~~

- ~~→ 飼い猫である場合もあるので、その確認をしっかりと行わないと財産権の侵害となる。~~
- ~~→ 苦情などの原因となる猫を保護できないと解決できない。~~
- ~~→ 安易に行うと多頭飼育に至り、人と動物の生活環境悪化の恐れがある。~~

~~C 猫が増えないよう不妊手術をし、元いた場所に戻す。（TNR活動）~~

~~※メリット~~

- ~~→ これ以上猫がふえない。~~
- ~~→ 地域から猫がいなくならないため、被害の根本は残るが、不妊手術をし、これ以上猫をふやさないことで被害の拡大を防ぐことができる。~~

~~※デメリット~~

- ~~→ 不妊手術のための費用がかかる。~~
- ~~→ 地域から猫がすぐにはなくなるわけではないため、被害の根本は残る。~~

~~D 地域で管理する猫を決め、最後まで世話をする。（地域猫活動）~~

~~※メリット~~

- ~~→ これ以上猫がふえない。~~
- ~~→ 様々な立場の人が関わり、地域で人と猫とが共存する方法を考えることができる。~~

~~※デメリット~~

- ~~→ 不妊手術のための費用がかかる。~~
- ~~→ 地域から猫がすぐにはなくなるわけではないため、被害の根本は残る。~~
- ~~→ 猫が寿命を全うするまで、長年を要する。~~

~~E 環境被害がある場合、保護して動物愛護指導センターに持ち込み、引取りを求める。~~

~~（動物愛護管理法第35条第3項に基づく引取り）~~

~~※メリット~~

- ~~→ 地域から猫がいなくなるので、被害の根本がなくなる。~~

~~※デメリット~~

- ~~→ A、Bのデメリットに加え、場合によっては、猫が殺処分される。~~

(赤字：環境省ガイドラインから抜粋、青字：船橋市ガイドラインから抜粋、黒字：新たに加筆)

飼い主のいない猫対策としては、飼い主のいない猫をできる限り減らしていくことが、動物の愛護（動物の健康や安全の保持など）と、動物の管理（人への迷惑防止など）の考えにかなっていると言えます。（図2「飼い主のいない猫対策の検討例」参照）。現時点で考えられる飼い主のいない猫を減らす以下のA～Dの方法から、地域の実情にあったものを地域住民が組合せて選択します。

I 飼い主のいない猫への地域での取組み

~~A 猫の飼い主となり、屋内でかう。~~

~~B 猫を保護して新しい飼い主を探す。~~

A 飼い主を探し、屋内での飼養を目指す。

子猫や人馴れした飼い主のいない猫は、飼養を希望する人を探し、屋内で飼うことで、飼い主のいない猫が減少し、その猫による近隣へのふん尿や財産（車や花壇など）の被害などのトラブルを防止できます。また、感染症、交通事故、迷子やケンカなどの危険から猫を守ることができます。

なおただし、飼い猫である場合もあるので、十分な確認を行わずに保護すると、財産権の侵害となってしまうことがあります。屋外の猫を保護する場合は、地域の住民に飼い主がいないことを確認するほか、最寄りの警察署及び動物愛護指導センターへ相談してください。

保護した後は、速やかに不妊手術を行うことが重要です。必ず不妊手術を受けさせたうえで、適正な飼養ができる頭数の範囲内で行って飼養してください。

~~⊕B 猫を増やさないう不妊手術をし、元いた場所に戻す。（TNR 活動）~~

TNR 活動は、飼い主のいない猫対策の取組みの基本となる考え方で、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、自然淘汰で数を減らしていくことを目的に、捕獲（Trap）し、不妊手術（Neuter）を施して元の場所に戻す（Return）活動のことです。

まず不妊手術を行うことにより、これ以上猫が増えることを抑制し、またメス猫の発情の鳴き声やオス猫の尿臭などが軽減されることが期待されます。

猫を捕獲するときは、地域の住民へ周知し、飼い主がいないことを確認してください。安全に猫を捕獲するために、保護器を使用します。

また、不妊手術を実施した猫と、未実施の猫の識別をする必要があるため、不妊手術を実施する際には、猫の耳にV字カットを入れます。

留意点として、不妊手術のためには費用がかかること、不妊手術後の管理は含めていないため、ふん尿による被害が継続することなどがあげられます。

~~⊕C 地域で管理する猫を決め、最後まで世話をする。（地域猫活動）~~

地域猫活動は地域住民と飼い主のいない猫との共生をめざし、不妊手術を行ったり、新しい飼い主を探して飼い猫にしていくことで、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的としています。ただし、実際に数を減らしていくためには、複数年の時間を必要とします。当面は、これ以上猫を増やさないう、餌やりによる迷惑を防止するなどを目的としています。地域猫活動は、「猫」の問題ではなく「地域の環境問題」としてとらえ、地域計画として考えていく必要があります。

(赤字：環境省ガイドラインから抜粋、青字：船橋市ガイドラインから抜粋、黒字：新たに加筆)

給餌や水やりは決められた場所で行い、排泄物の処理や周辺の清掃なども行います。不妊手術を行い、猫の数を増やさないようにします。

地域住民は、地域猫活動は飼主のいない猫を飼育飼養・管理し、野良猫を排除するのではなく、野良猫によるトラブルをなくするための試みであることを理解してください。

同時にこれ以上飼主のいない猫を増やさないために、飼猫を捨てること(遺棄)は禁止されている猫を捨てた(遺棄した)者は懲役や罰金に処せられることを周知し、遺棄の防止を徹底していく必要があります(動物愛護管理法第44条第3項)。

留意点として、不妊手術や餌代などの費用がかかること、地域猫活動によって被害の軽減は期待できるが、被害の全てがすぐなくなるわけではないこと、猫が寿命を全うするまでには、時間を要することなどがあげられます。

地域猫活動に関しての詳細は、「4(5) 地域猫活動」を参照してください。

II 動物愛護管理法に基づく猫の引取り

- E-D 保護して動物愛護指導センターに連れて行く

飼猫である場合もあるので、十分な確認を行わずに保護すると、財産権の侵害となってしまうことがあります。屋外の猫を保護する場合は、地域の住民に飼主がいないことを確認するほか、最寄りの警察署及び動物愛護指導センターへ相談してください。

動物愛護指導センターでは、猫のふん尿などで生活環境に被害がある場合、その原因となる猫の持ち込みによる引取りを行っております。引取りを行っても、一時的にその地域から飼主のいない猫がいなくなるだけで、再び同じようなことが起こらないよう、飼猫の屋内飼養を徹底し、地域で猫の状況を見守るとともに、新たな野良猫を確認した場合には、早めにA～Eの対策を図ることが必要です。動物愛護指導センターで引き取った猫は、できるだけ譲渡に努めますが、場合によっては殺処分になることがあります。

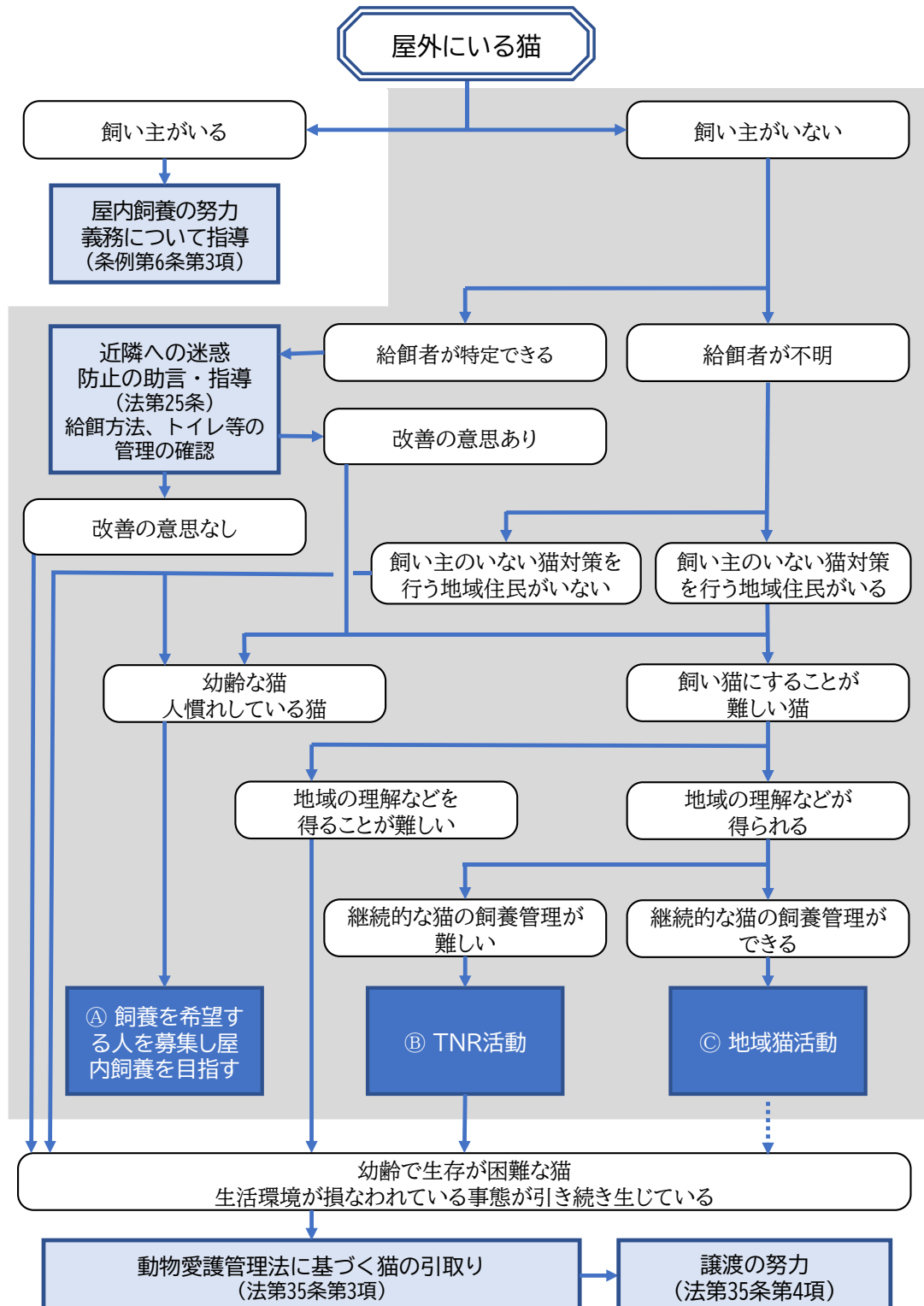
A～Cなどの対策を講じても周辺の生活環境が損なわれる事態が継続している場合は、市動物愛護指導センターは、猫のふん尿などで生活環境に被害がある場合動物愛護管理法に基づき、その原因となる猫の持ち込みによる引取りを行っています。引取りを行わなければなりません(動物愛護管理法第35条第3項)。

市動物愛護指導センターで引き取った猫は、できるだけ譲渡に努めますが、場合によっては殺処分になることがあります。

これにより、その猫による近隣へのふん尿や財産(車など)の被害などのトラブルを一時的に解消できますが、再び同じようなことが起こらないよう、飼猫の屋内飼養を徹底し、地域で猫の状況を見守る必要があります。万が一、新たな野良猫を確認した場合には、早めにA～Dの対策を図ることが必要です。

また、その猫が飼猫である場合もあり、十分な確認を行わずに保護すると、財産権の侵害となってしまうことがあります。屋外の猫を保護する場合は、地域の住民に飼主がいないことを確認するほか、最寄りの警察署及び、市動物愛護指導センターへ相談してください。

図2 【飼い主のいない猫対策の検討例】



(5) 地域猫活動について

Ⅰ それぞれの関係性

地域猫活動は、地域の理解と合意を得たのもとに、「地域住民」の中の「地域猫の世話をする人」が主体となって行う活動です。

そこに行政や動物愛護団体などがそれぞれの関係性において支援し、連携していく必要があります。(図3「地域猫活動の目指す方向性」参照)

① 地域住民

ア 地域猫の世話をする人(活動の主体者)

飼い主のいない猫対策地域猫活動に取り組む主体になります。

地域住民の活動の主体となる人活動の主体者を中心に、趣旨に賛同したその他の地域住民や地域猫活動に経験を持つ動物愛護団体などに助言をもらうなどし活動を行います。

代表者を決め、グループ、集団で役割分担しながら活動します。

また、管理している地域猫に起因する問題が生じた場合は、問題を真摯に受け止め必要な対応を行います。

イ 住民(町会自治会など)

地域猫活動への理解。地域住民に対する地域猫活動の周知啓発への協力します。

地域猫活動を見守り、必要に応じて、地域猫活動を評価します。また、可能な範囲で、地域猫活動に協力します。

ウ 猫に困っている人

猫による被害などについて活動の主体者などと話し合い、活動のルール作りに協力します。

② 市

周辺的生活環境の保全のための、指導や助言などを行います(動物愛護管理法第25条)。

飼い主のいない猫の不妊手術に関する事業、住民や関係者の理解を得るための連絡調整、動物愛護団体などと連携したノウハウの提供、ガイドラインの普及など、必要な支援を行います。

周辺的生活環境の保全のための、指導や助言などを行います(動物愛護管理法第25条)。

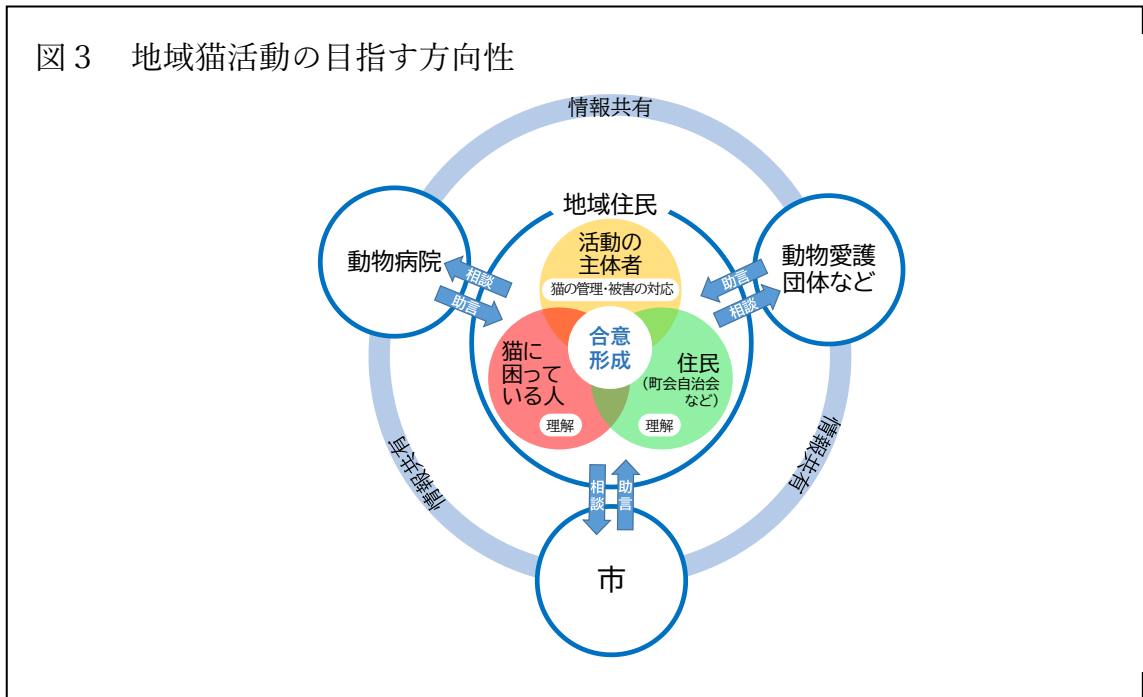
③ 動物愛護団体など

地域猫活動のノウハウを有しているNPO団体など。地域猫の世話をする人への助言、協力、支援などを行います。

④ 動物病院

猫の不妊手術及び耳のV字カットを行います。犬や猫の生態、疾病予防、マイクロチップなどについて、情報を発信します。

図3 地域猫活動の目指す方向性



II 活動の実際 (図4「地域猫活動の流れ」参照)

① 取組の準備

猫の飼養状況、屋外で生活する猫の数、苦情の発生状況などの調査を行い、地域の環境と猫の状況を把握してください。

調査を行う場合には、あらかじめ町会自治会など地域の関係者の了解を得たうえで行うように配慮することが重要です。

調査用紙やアンケート用紙には、調査の目的や代表者の氏名と連絡先を明示し、問合せには丁寧に対応することが大切です。

地域で管理する猫(地域猫)は、写真を撮るなどすると把握しやすくなります。

地域全体で猫の個体把握をすると、他の地域から入ってきた猫に早く気づくことができ、繁殖制限を受けていない猫への対処が早くなります。

また、個体把握により、餌代や不妊手術費など、1年間あたりに必要な資金が計算しやすくなります。

② 地域の理解と合意形成

地域猫活動に取り組まれる方む場合は、必ず地域の理解のもと合意を得てと合意のもとで活動に取り組んで下さい。地域で話し合いを行う際は、町会自治会、猫が苦手な方、猫の管理に反対の人などにも参加を呼びかけて下さいます。地域の合意を得ず給餌をし、周辺に迷惑をかけてしまつては、地域猫活動に対し地域住民の理解を得ることが難しくなってしまいます。

事前に各関係者が集まり現状を確認したうえで、活動を行うかを検討し、意思の統一をはかったうえで活動を始めることが必要です。また、町会自治会としての合意は重要です。

(赤字：環境省ガイドラインから抜粋、青字：船橋市ガイドラインから抜粋、黒字：新たに加筆)

③ 活動のルール作りと試行

地域の関係者と話し合い、理解を求めながら、地域のための活動のルールを考えます。多くの人の納得が得られる地域のルールを作るためには、目的や課題を共有し、丁寧に意思疎通を図っていくことが大切です。

まずは、参加者で役割分担、ローテーション、日程を決め、無理なく活動が継続できるよう、体制を作り、期間を決めて試行的に取り組んでください。

また、代表者を決め、問題が発生した場合は必要な対応を行います。代表者の連絡先などは明確にしておきます。苦情や意見は真摯に受け止め、記録として残すほか、猫による被害をどのように解決するかを話し合い、ルールに加えます。

試行の中で無理な部分はなかったか、一部の人に負担が集中していなかったかなど、周囲の人からの意見や苦情があれば、それらも踏まえて、もう一度ルールを見直してみることも必要です。

④ 地域住民への周知

地域猫活動を行うことが決まったら、地域猫の世話をする人、町会自治会及び地域住民が集まり説明会を開きます。

地域の猫の問題を解決していくためには、地域の住民や関係者などに理解を広げることが重要です。活動が知らないうちに行われていたり、活動の主体者が誰か分からないことはトラブルの原因となります。

ア 活動の主体者の明示

代表者を決め、地域の猫に関する課題、地域猫による被害などの情報を受けられるようにしてください。代表者の氏名や連絡先を明示するほか、あらかじめ地域住民が活動の主体者やその活動内容（具体的な活動場所、活動時間など）を把握できるようにすることが必要です。

イ チラシなどの配布・回覧

一度の配布だけではあまり効果は期待できません。日常的なコミュニケーションも大切です。

ウ 掲示板

活動内容や結果などをこまめに地域の掲示板などで示します。

エ 活動報告会

地域住民や町会自治会に参加を呼びかけ定期的に活動結果を報告します。

⑤ 餌やり

ア 餌は与える時間と場所を限定し、食べきれる分量だけを与えます。水も一緒に与えましょう。また、食べ終わったら、食べ残しはすぐに片付けます。置き餌（餌の置きっぱなし）は、新たな猫の流入の原因となるほか、ハエやゴキブリといった衛生害虫や野生鳥獣を集めることにより、周辺環境の悪化につながりますので、やめて下さい。

イ 餌を与える場所は、その場所の管理者などから許可を得て、その地域に住む人の状況を考慮して設定することが必要です。

⑥ 猫用トイレの設置、清掃

餌場周辺で、地域の合意が得られ、人目を避けられるような場所にトイレを設置し

(赤字：環境省ガイドラインから抜粋、青字：船橋市ガイドラインから抜粋、黒字：新たに加筆)

ます。砂や土を使用する場合は、少し盛り上げるようにします。猫が好むトイレの材質(土、砂など)は、猫によって異なります。ふんをされている場所の材質を把握し、猫用トイレを作ります。

トイレを作ってもそこに排泄するとは限らないので、毎日定期的にパトロールなどを行い、トイレ以外の場所に排泄してしまっても、すみやかに処理、清掃し、地域の生活環境を衛生的に保ちます。

また、他人の土地に排泄されたふんについても、地域猫の世話をする人(活動の主体者)に連絡があった場合は、快く対応するとともに、地域の清掃活動などを積極的に行うなどして、地域住民との良好な関係を築くことが必要です。

⑦ 繁殖制限

~~繁殖制限により、不妊手術により繁殖を制限し、飼い主のいない猫が増えることを防ぎます。~~

地域猫活動は飼い主のいない猫を将来的になくしていく活動であり、繁殖制限なしでは成り立ちません。必ず、不妊手術を実施してください。

繁殖制限不妊手術により、発情期のケンカや独特な鳴き声がなくなります。また、尿の臭いの軽減が期待できます。

猫は、親子やきょうだい間であっても繁殖をするので、**性成熟する前(生後6ヶ月頃)に、オス、メスともに不妊手術を行うことが望まれます。**

~~不妊手術を実施した猫と、未手術の猫を識別する必要があるため、不妊手術を獣医師に依頼する際には、手術を実施した猫と未実施の猫を識別するため、猫の耳にV字カットを入れてもらいます。~~

⑧ その他・被害防止軽減対策

ア 活動地域における捨て猫などを防止するため、**地域全体で捨て猫などを許さない環境をつくるよう心がけるポスターや看板などで啓発します。**

イ 庭や近所の立ち木などが傷つけられてしまう場合は、被害を防ぐためにジュウタンや爪とぎ板になるものを用意するなどの対策を行います。被害を受ける場所や猫が集まる場所など、猫に合わせて置く場所を選び、猫が侵入しては困る場所については、猫の侵入防止などの対策を講じる必要があります(超音波発生器、忌避剤の使用など)。

ウ 地域への影響を考え、**管理する猫には、首輪、名札などの目印をつけ個体識別を行い、その猫の数、健康状態を確認します。**また、地域猫が死亡した場合は、死体の処理を適正に行って下さい。市では死体の引取りを行っています。

エ 可能な場合は、~~地域猫が最終的には飼い猫になるよう、地域全体で新たな飼い主を探しに努めてください。~~飼い主を探し、屋内での飼養を目指してください。

⑨ 活動報告と評価・活動の継続

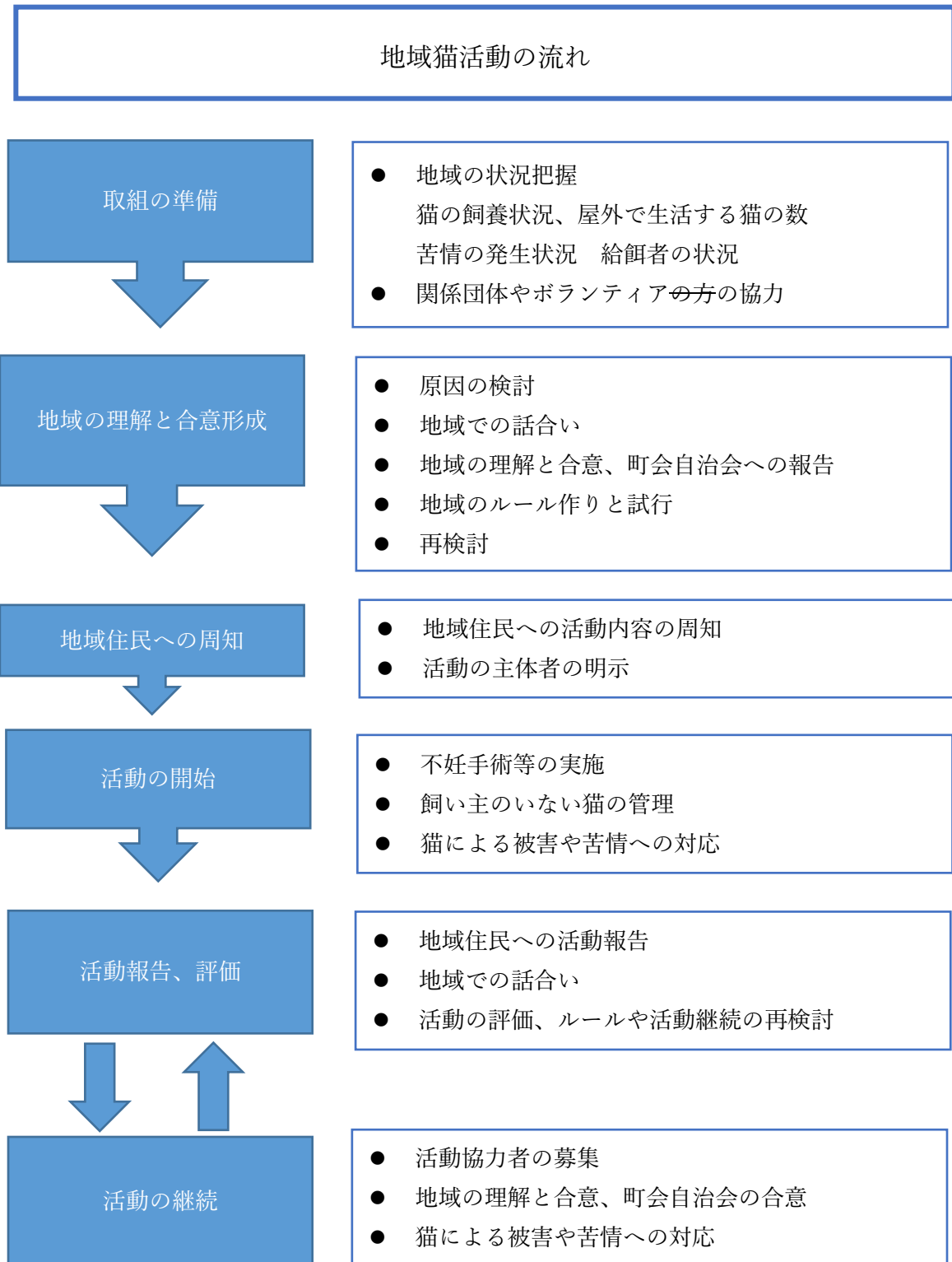
ア 地域猫活動を継続するためには、管理する猫の数、写真、不妊手術の実施の有無など、地域住民に定期的に活動報告を行い、理解を得ることが必要です。町会自治会の協力を得て、活動報告会を開いたり、掲示板や回覧板などで周知するとよいでしょう。また、一人での活動は負担が大きいため、活動状況に応じて、協力者を見つけることも必要です。

(赤字：環境省ガイドラインから抜粋、青字：船橋市ガイドラインから抜粋、黒字：新たに加筆)

イ 猫の飼養状況、屋外で生活する猫の数、被害の発生状況など、町会自治会や地域の関係者にアンケート調査などを行い、地域猫活動の評価を行ってください。

一部の人に負担がかかっていたり、周囲の人からの意見や苦情があれば、それらも踏まえて、定期的にルールを見直していくことも必要です。

図 4



(赤字：環境省ガイドラインから抜粋、青字：船橋市ガイドラインから抜粋、黒字：新たに加筆)

III 迷惑防止策

住民の中には猫が嫌いな人やアレルギーで近寄れない人がいます。敷地内に入ってきた猫のふん尿に悩まされる場合もあります。また、猫がペットの小鳥や金魚を傷つけたりする場合もあります。猫が家の敷地に入っこれられないようにする方法を紹介します。

- ・ ごみの処理を確実にして、荒らされないようにする。
- ・ 猫が入れないように網やネットなどで進入路を防ぐ。
- ・ 猫は水を嫌うので、通り道、ふんをする場所に水をまく。
- ・ 市販の猫専用忌避剤、酢、木酢液などを散布する。
- ・ 市販されている猫よけ機（超音波発生器）などの猫よけグッズを使用して猫の侵入を防ぐ。

※猫よけ機（超音波発生器）（センサーが猫を感知すると超音波を出す機器）

猫によるふん害やイタズラを解消させるため、超音波により、猫にとって不快な場所であると学習させて、近付かなくさせようとする機器です。猫の性格や聴力の低下により、効果が得られない場合もあります。市動物愛護指導センターでは、猫による被害にお困りの人へ、猫避けよけ機の効果を確認していただくために、2週間の貸出しを行っています。

5 人と動物との調和のとれた共生社会の実現をめざして

それぞれの立場からの関わり方

人と動物との調和のとれた共生社会を実現するためには、一人一人が自分にできることを実践することが必要です。ここでは、それぞれの立場からの関わり方について具体的な例をいくつかあげてみました。

(1) 市

- ・犬及び猫の適正飼養について、法律、条例及びこのガイドラインなどの普及啓発を行います。
- ・飼い主のいない猫の不妊手術を推進し、飼い主のいない猫の繁殖を防ぎます。
- ・犬や猫の飼い方など飼養・管理等について、市民からの相談に対応し、飼い主への助言、指導を行います。
- ・飼い主のいない猫の適正な飼養・管理について、講習会やチラシなどにより普及啓発やし給餌者への助言指導などを行います。
- ・動物愛護指導センターで引き取った犬や猫の飼養・管理や譲渡を行います。

(2) 市民など

- ・飼い主は、周囲に迷惑をかけないように、責任をもって動物を適正に飼います飼養します。
- ・新しく動物を迎える方は、保護犬や保護猫の飼い主になることも検討してください。
- ・飼い主のいない猫の世話や地域猫活動に取り組む方を行う場合は、周囲に迷惑をかけないように、適正に飼養・管理し、飼い主のいない猫の数を減らすよう取り組みます。
- ・地域における、TNR活動や地域猫活動飼い主のいない猫対策として行われる活動に理解をお願いします。
- ・動物と直接関わりがない人も、「人と動物との調和のとれた共生社会」に関心を持ち、自身にできることをしてみてください。

(3) 町会自治会

- ・同じ地域に住む方々が、地域のつながりを深め、住みよい地域社会をつくるための活動をします。
- ・動物の適正飼養、TNR活動や地域猫活動への理解、周知に協力してください。

(4) 動物病院（獣医師会）

- ~~・飼い主のいない猫の不妊手術事業で、猫の不妊手術及び耳のV字カットを行います。~~
- ・犬や猫の生態、疾病予防、マイクロチップなどについて、情報を発信します。
- ・犬の登録と狂犬病予防注射の推進を図ります。
- ・災害時に市が行う動物対策に対する協力をを行います。
- ・飼い主のいない猫の不妊手術及び耳のV字カットを行います。

(5) 動物取扱業者

- ・法令などを遵守し、動物を適正に飼養保管します。

(赤字：環境省ガイドラインから抜粋、青字：船橋市ガイドラインから抜粋、黒字：新たに加筆)

- ・動物の販売、譲渡を行うときは、飼い主に動物の適正な取扱いや関係法令について十分に説明し、十分に理解してもらいを促します。
- ・市が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力してください。

6 各種問い合わせ先

相談内容	問い合わせ先
狂犬病予防法に基づく犬の登録など	
犬の登録	動物愛護指導センター
狂犬病予防注射済票の交付	047-435-3916
犬の飼い主の住所変更など登録事項の変更	保健所衛生指導課
飼い犬が亡くなった（犬の死亡届）	047-409-2598
動物に関する相談・苦情など	
野犬などの捕獲・収容	動物愛護指導センター
飼い犬が人をかんだ時の届出（こう傷届）	047-435-3916
多頭飼育の届出	
犬・猫の引取り	
犬・猫の譲渡	
飼い主のいない猫の不妊手術の相談	
地域猫活動に関する相談	
猫よけ機（超音波発生装置）の貸し出し	
ペットの飼い方しつけ方の相談	動物愛護指導センター 047-435-3916
ペットが飼えなくなり、新しい飼い主を探すための相談	公益財団法人千葉県動物保護管理協会 043-214-7814
飼い犬、飼い猫が迷子になった 迷い犬、迷い猫を保護した	動物愛護指導センター 047-435-3916 船橋警察署 047-435-0110 船橋東警察署 047-467-0110 ※近隣の市を管轄する保健所、警察署にも連絡をしましょう。
死亡したペットや動物の死体の回収	馬込衛生管理事務所 047-407-2741
動物取扱業など	
第一種動物取扱業の登録	動物愛護指導センター
第二種動物取扱業の届出	047-435-3916
特定動物の飼養又は保管の許可	

(赤字：環境省ガイドラインから抜粋、青字：船橋市ガイドラインから抜粋、黒字：新たに加筆)

7 関係法令（一部抜粋）

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年 10 月 1 日法律第 105 号）
- (2) 家庭動物などの飼養及び保管に関する基準（平成 14 年 5 月 28 日環境省告示第 37 号）
- (3) 船橋市動物の愛護及び管理に関する条例（平成 14 年 12 月 27 日条例第 54 号）
- (4) 狂犬病予防法（昭和 25 年 8 月 26 日法律第 247 号）